令和４年度における中部地区の下請法の運用状況等について

令和５年６月２７日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

第１　下請法の運用状況

１　定期調査の実施状況（第１表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者8,269名（製造委託等(注1)5,116名、役務委託等(注2)3,153名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者41,034名（製造委託等29,456名、役務委託等11,578名）を対象に実施した。

（注１）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
（注２）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第１表　定期調査の実施状況

区分 / 年度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	中部	全国	中部
令和４年度	70,000	8,269	300,000	41,034
製造委託等	37,993	5,116	176,799	29,456
役務委託等	32,007	3,153	123,201	11,578
令和３年度	65,000	7,871	300,000	44,500
製造委託等	37,280	5,307	169,318	32,566
役務委託等	27,720	2,564	130,682	11,934
令和２年度	60,000	7,600	300,000	44,500
製造委託等	36,128	5,144	196,879	34,015
役務委託等	23,872	2,456	103,121	10,485

２　下請法違反被疑事件の処理状況

(1)　下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第２表参照）

ア　新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は863件（製造委託等649件、役務委託等214件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った定期調査によるものが853件（製造委託等643件、役務委託等210件）、下請事業者等からの申告によるものが10件（製造委託等６件、役務委託等４件）である。

イ　処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は860件（製造委託等649件、役務委託等211件）であり、このうち、858件（製造委託等649件、役務委託等209件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第２表　下請法違反被疑事件の処理状況

［単位：件］

年度 ＼ 区分		新規着手件数(注)				処理件数				
						措置				
		定期調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	勧告	指導	小計	不問	計
令和４年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	中部	853	10	0	863	0	858	858	2	860
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	中部	643	6	0	649	0	649	649	0	649
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	中部	210	4	0	214	0	209	209	2	211
令和３年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	中部	827	8	0	835	0	820	820	9	829
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	中部	592	5	0	597	0	586	586	6	592
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	中部	235	3	0	238	0	234	234	3	237
令和２年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	中部	787	8	0	795	0	803	803	3	806
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	中部	602	6	0	608	0	615	615	1	616
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	中部	185	2	0	187	0	188	188	2	190

（注）新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2)　下請法違反行為の類型別件数の状況（第３表参照）

ア　指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で1,376件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,055件、役務委託等に係るものが321件となっている。

イ　発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第３条又は第５条違反）は712件（類型別件数の合計の51.7％）となっており、このうち、製造委託等に係るものが552件、役務委託等に係るものが160件となっている。

ウ　親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第４条違反）は664件（類型別件

数の合計の 48.3%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 357 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 53.8%)、②買いたたきが 160 件（同 24.1%)、③下請代金の減額が 65 件（同 9.8%）等となっている。

(ｱ) 製造委託等に係る実体規定違反は 503 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 260 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 51.7%)、②買いたたきが 120 件（同 23.9%)、③下請代金の減額が 50 件（同 9.9%）等となっている。

(ｲ) 役務委託等に係る実体規定違反は 161 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 97 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 60.2%)、②買いたたきが 40 件（同 24.8%)、③下請代金の減額が 15 件（同 9.3%）等となっている。

第３表　下請法違反行為の類型別件数

［単位：件］

年度 ＼ 区分		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和４年度	全国	6,697	834	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	中部	636	76	712	3	357	65	2	160	3	11	17	36	10	0	664	1,376
製造委託等	全国	4,271	492	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	中部	494	58	552	2	260	50	0	120	1	11	16	33	10	0	503	1,055
役務委託等	全国	2,426	342	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	中部	142	18	160	1	97	15	2	40	2	0	1	3	0	0	161	321
令和３年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	中部	629	68	697	2	318	148	1	83	7	6	26	33	12	0	636	1,333
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	中部	454	47	501	2	211	105	1	49	7	5	25	30	11	0	446	947
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	中部	175	21	196	0	107	43	0	34	0	1	1	3	1	0	190	386
令和２年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	中部	725	103	828	6	362	231	1	144	8	12	41	52	18	0	875	1,703
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	中部	561	72	633	6	265	180	1	94	5	12	41	44	16	0	664	1,297
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	中部	164	31	195	0	97	51	0	50	3	0	0	8	2	0	211	406

（注１）１件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第２表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注２）書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3)　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和４年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 14 名 (注) から、下請事業者 208 名 (注) に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 2624 万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア　下請代金の減額事件においては、親事業者７名から、下請事業者 95 名に対し、2105 万円の減額分が返還された（第４表参照)。

第４表　下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度＼項目		返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額（原状回復額）（注）
令和４年度	全国	64 名	4,046 名	8 億 5561 万円
	中部	7 名	95 名	2105 万円
令和３年度	全国	65 名	2,561 名	3 億 3909 万円
	中部	2 名	18 名	4 万円
令和２年度	全国	71 名	3,858 名	3 億 7155 万円
	中部	3 名	12 名	6 万円

（注）原状回復額は１万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ　返品事件においては、親事業者１名から、下請事業者 22 名に対し、335 万円が支払われた（第５表参照）。

第５表　返品事件における返品分の支払状況

年度＼項目		支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額（原状回復額）
令和４年度	全国	8 名	266 名	1 億 1512 万円
	中部	1 名	22 名	335 万円
令和３年度	全国	3 名	3 名	5676 万円
	中部	－	－	－
令和２年度	全国	4 名	33 名	1168 万円
	中部	－	－	－

ウ　下請代金の支払遅延事件においては、親事業者６名から、下請事業者 91 名に対し、184 万円の遅延利息が支払われた（第６表参照）。

第６表　下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度＼項目		支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額（原状回復額）
令和４年度	全国	95 名	1,836 名	1 億 4064 万円
	中部	6 名	91 名	184 万円
令和３年度	全国	105 名	2,970 名	1 億 2035 万円
	中部	1 名	1 名	11 万円
令和２年度	全国	126 名	2,340 名	9364 万円
	中部	4 名	430 名	1870 万円

第２　中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和４年度の状況は次のとおりである。

１　下請法等に係る講習

(1)　基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和４年度においては、中部事務所では、受講者の利便性向上等の観点から、公正取引委員会のウェブサイト上で公開した講習動画について周知するとともに、富山県高岡市において１回の講習を実施した。

(2)　下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和４年度においては、中部事務所では、受講者の利便性向上等の観点から、公正取引委員会のウェブサイト上で公開した、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画について周知した。

２　下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和４年度においては、中部事務所では 1,751 件の相談に対応した（令和３年度の 1,334 件から 417 件増加）。

また、中部事務所の管内に所在する弁護士会との連携を図っており、下請課が受けた相談のうち、自ら取引先と交渉するために必要な法律的な知識を得たいという相談等については、相談者の意向に応じて、地元の弁護士会を紹介した（令和４年度は 38 件紹介）。

３　下請事業者の周りの方々への周知

中小事業者等が抱える取引上の問題の解決等に資するため、中部事務所の管内に所在する弁護士会、税理士会及び公認会計士協会に対して、下請法の説明会を３回（うち２回はオンラインにて実施した。）行うとともに、フリーダイヤル（０１２０－０６０－１１０）経由で電話相談に対応している「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を周知した。

４　下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和４年度における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は 20 名である。

令和４年度においては、８月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

５　コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和４年度においては、中部事務所では事業者団体等へ 13 回の出講を実施した（うち８回

はオンラインにて実施した。）。

別紙

令和４年度における主な指導事件

１　下請代金の支払遅延（第４条第１項第２号）

①　ＷＥＢサイトの制作を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者が請求書を提出した月の翌月末に下請代金を支払う制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を経過して下請代金を支払っていた。

②　自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、「毎月 20 日納品締切、翌々月５日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を経過して下請代金を支払っていた。

２　下請代金の減額（第４条第１項第３号）

①　木材加工用機械の部品の加工を下請事業者に委託しているＣ社は、「特別値引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

②　自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、「協力金」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

３　不当な返品（第４条第１項第４号）

◯　土産品の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、下請事業者から商品を受領した後、売れ残って賞味期限が短くなったことを理由として、当該商品を引き取らせていた。

４　買いたたき（第４条第１項第５号）

①　自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、量産期間が終了し、補給用部品として少量生産に移行した部品について、従前よりも部品単価が高価となることを認識しているにもかかわらず、下請事業者と協議をすることなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。

②　合成繊維ロープの製造等を下請事業者に委託しているＧ社は、労務費等の高騰を理由として、下請事業者から作業単価の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに単価を据え置いていた。

５　有償支給原材料等の対価の早期決済（第４条第２項第１号）

〇　スポーツ用品の加工を下請事業者に委託しているＨ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに当該原材料を用いた

給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。